四街道市介護予防・日常生活支援総合事業指定相当訪問型サービスＡ及び指定相当通所型サービスＡの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　指定相当訪問型サービスＡに係る基準
第１節　基本方針（第４条）
第２節　人員に関する基準（第５条・第６条）
第３節　設備に関する基準（第７条）
第４節　運営に関する基準（第８条―第３５条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第３６条―第３８条）
第３章　指定相当通所型サービスＡに係る基準
第１節　基本方針（第３９条）
第２節　人員に関する基準（第４０条・第４１条）
第３節　設備に関する基準（第４２条）
第４節　運営に関する基準（第４３条―第７０条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第７１条―第７４条）
第４章　雑則（第７５条・第７６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和６年規則第１９号。以下「規則」という。）第６条に定める第１号事業の人員、設備及び運営に関する基準のうち、規則第３条第１号アに規定する訪問型サービスのうちの介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）第１４０条の６３の６第２号に規定する基準に従って行う指定相当訪問型サービスＡ（以下単に「指定相当訪問型サービスＡ」という。）及び規則第３条第１号イに規定する通所型サービスのうちの省令第１４０条の６３の６第２号に規定する基準に従って行う指定相当通所型サービスＡ（以下単に「指定相当通所型サービスＡ」という。）の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　第１号事業実施者　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者であるものをいう。

⑵　指定相当第１号事業実施者又は指定相当第１号事業　指定相当訪問型サービスＡ及

び指定相当通所型サービスＡを行う第１号事業実施者又は当該基準に従って行われる第１号事業をいう。

⑶　利用料　法第１１５条の４５の３第１項に規定する第１号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑷　第１号事業支給費基準額　規則第７条に規定する第１号事業に要する費用の額が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額（当該額が現に当該第１号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第１号事業に要した費用の額とする。）をいう。

⑸　常勤換算方法　当該事業所の従事者等の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者等が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者等の員数を常勤の従事者等の員数に換算する方法をいう。

（指定相当第１号事業の一般原則）

第３条　指定相当第１号事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定相当第１号事業実施者は、指定相当第１号事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　指定相当第１号事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者等に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定相当第１号事業実施者は、指定相当第１号事業を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

５　指定相当第１号事業実施者は、法人でなければならない。

第２章　指定相当訪問型サービスＡに係る基準

第１節　基本方針

第４条　指定相当訪問型サービスＡの事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者等の員数）

第５条　指定相当訪問型サービスＡの事業を実施する者（以下「指定相当訪問型サービスＡ事業実施者」という。）が当該事業を実施する事業所（以下「指定相当訪問型サービスＡ事業所」という。）ごとに置くべき従事者等の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

２　前項に規定する従事者等は介護福祉士、法第８条第２項に規定する介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下、「政令」という。）で定める者、都道府県又は都道府県の指定した者が実施する生活援助従事者等研修修了者及び一定の研修受講修了者を充てなければならない。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業所は、従事者等のうち、サービス提供責任者を当該事業を適切に行うために必要と認められる数配置しなければならない。

４　前各項に規定する従事者等は主に雇用労働者（以下この章において同じ。）とする。

（管理者）

第６条　指定相当訪問型サービスＡ事業所は、その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定相当訪問型サービスＡ事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相当訪問型サービスＡ事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第７条　指定相当訪問型サービスＡ事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定相当訪問型サービスＡの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者が指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業実施者の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスＡの事業と指定訪問介護又は指定相当訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下、「指定居宅サービス等基準」という。）第７条第１項又は四街道市介護予防・日常生活支援総合事業指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下、「基準要綱」という。）第７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第８条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２１条に規定する運営規程の概要、指定相当訪問型サービスＡの従事者等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるも

の（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定相当訪問型サービスＡ事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第７５条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定相当訪問型サービスＡ事業実施者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定相当訪問型サービスＡ事業実施者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第９条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、正当な理由なく指定相当訪問型サービ

スＡの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１０条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、当該指定相当訪問型サービスＡ事業所の通常の事業の実施地域（当該指定相当訪問型サービスＡ事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定相当訪問型サービスＡを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業（法第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。第１４条において同じ。）の実施者（以下、「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定相当訪問型サービスＡ事業実施者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１１条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無、要支援認定の有効期間（省令第１４０条の６２の４第２号に規定する第１号被保険者にあっては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）及び負担割合を確かめるものとする。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の３第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定相当訪問型サービスＡを提供するように努めなければならない。

（心身の状況等の把握）

第１２条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第３０条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携）

第１３条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第１４条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、介護予防サービス計画（省令第８３条の９第１号ハ及びニに規定する計画（第１号介護予防支援事業の実施者が作成する介護予防サービス計画に類するものを含む。）を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定相当訪問型サービスＡを提供しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第１４条の２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡ事業所の従事者等に、その同居の家族である利用者に対する指定相当訪問型サービスＡに相当するサービスの提供をさせてはならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第１５条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービス提供の記録）

第１６条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡを提供した際には、当該指定相当訪問型サービスＡの提供日及び内容、当該指定相当訪問型サービスＡについて支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に必要に応じて記載しなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第１７条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、第１号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当訪問型サービスＡを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当訪問型サービスＡに係る第１号事業支給費基準額から当該指定相当訪問型サービスＡ事業実施者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、第１号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当訪問型サービスＡを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当訪問型サービスＡに係る第１号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定相当訪問型サービスＡを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当

たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用者に関する市への通知）

第１８条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定相当訪問型サービスＡの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第１９条　従事者等は、現に指定相当訪問型サービスＡの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第２０条　指定相当訪問型サービスＡ事業所の管理者は、当該指定相当訪問型サービスＡ事業所の従事者等及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業所の管理者は、当該指定相当訪問型サービスＡ事業所の従事者等にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　指定相当訪問型サービスＡの利用の申込みに係る調整をすること。

⑵　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

⑶　介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定相当訪問型サービスＡの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口くう機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

⑷　サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

⑸　従事者等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

⑹　従事者等の業務の実施状況を把握すること。

⑺　従事者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

⑻　従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。

⑼　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第２１条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡ事業所ご

とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従事者等の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定相当訪問型サービスＡの内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　虐待の防止のための措置に関する事項

⑻　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２２条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、利用者に対し適切な指定相当訪問型サービスＡを提供できるよう、指定相当訪問型サービスＡ事業所ごとに、従事者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡ事業所ごとに、当該指定相当訪問型サービスＡ事業所の従事者等によって指定相当訪問型サービスＡを提供しなければならない。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、従事者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、適切な指定相当訪問型サービスＡの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第２３条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定相当訪問型サービスＡの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、従事者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第２４条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡ事業所の設備及

び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、当該指定相当訪問型サービスＡ事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定相当訪問型サービスＡ事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定相当訪問型サービスＡ事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定相当訪問型サービスＡ事業所において、従事者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第２５条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡ事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、重要事項を記載した書面を当該指定相当訪問型サービスＡ事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第２６条　指定相当訪問型サービスＡ事業所の従事者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、当該指定相当訪問型サービスＡ事業所の従事者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第２７条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡ事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

第２８条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、介護予防支援事業者等又はその従事

者等に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第２９条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、提供した指定相当訪問型サービスＡに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（不当な働きかけの禁止）

第３０条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第２条第１項に規定する担当職員及び同条第２項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（省令第１４０条の６２の４第１号又は第２号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（地域との連携等）

第３１条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当訪問型サービスＡに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡ事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービスＡを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当訪問型サービスＡの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第３２条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスＡの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスＡの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第３３条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定相当訪問型サービスＡ事業所における虐待の防止のための対策を検討する

委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定相当訪問型サービスＡ事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定相当訪問型サービスＡ事業所において、従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第３４条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡ事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相当訪問型サービスＡの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第３５条　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、従事者等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスＡの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　訪問型サービスＡ計画

⑵　第１６条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第３７条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　第１８条の規定による市への通知に係る記録

⑸　第２９条第２項の規定による苦情の内容等の記録

⑹　第３２条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定相当訪問型サービスＡの基本取扱方針）

第３６条　指定相当訪問型サービスＡは、利用者の介護予防（法第８条の２第２項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定相当訪問型サービスＡ実施者は、自らその提供する指定相当訪問型サービスＡの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、指定相当訪問型サービスＡの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定相当訪問型サービスＡの具体的取扱方針）

第３７条　従事者等の行う指定相当訪問型サービスＡの方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定相当訪問型サービスＡの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当訪問型サービスＡの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスＡ計画を作成するものとする。

⑶　訪問型サービスＡ計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　サービス提供責任者は、訪問型サービスＡ計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　サービス提供責任者は、訪問型サービスＡ計画を作成した際には、当該訪問型サービスＡ計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定相当訪問型サービスＡの提供に当たっては、訪問型サービスＡ計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定相当訪問型サービスＡの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　指定相当訪問型サービスＡの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

⑼　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑽　指定相当訪問型サービスＡの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑾　サービス提供責任者は、訪問型サービスＡ計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該訪問型サービスＡ計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サ

ービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービスＡ計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該訪問型サービスＡ計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑿　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

⒀　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスＡ計画の変更を行うものとする。

⒁　第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスＡ計画の変更について準用する。

（指定相当訪問型サービスＡの提供に当たっての留意点）

第３８条　指定相当訪問型サービスＡの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第３０条第７号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定相当訪問型サービスＡの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

⑵　指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第３章　指定相当通所型サービスＡに係る基準

第１節　基本方針

第３９条　指定相当通所型サービスＡの事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者等の員数）

第４０条　指定相当通所型サービスＡの事業を実施する者（以下「指定相当通所型サービスＡ事業実施者」という。）が当該事業を実施する事業所（以下「指定相当通所型サービスＡ事業所」という。）ごとに置くべき従事者等の員数は、利用者数が１５人までの場合にあっては１以上、利用者の数が１５人を超える場合にあっては利用者１名に対して、必要と認められる数とする。

２　前項に規定する従事者等は主に雇用労働者またはボランティア（以下この章において、同じ。）とする。

（管理者）

第４１条　指定相当通所型サービスＡ事業所は、その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第４２条　指定相当通所型サービスＡ事業所は、指定相当通所型サービスＡを提供するために必要な場所を有するものとし、その面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

２　指定相当通所型サービスＡ事業所は、指定相当通所型サービスＡの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定相当通所型サービスＡの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定相当通所型サービスＡの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前項ただし書の場合（指定相当通所型サービスＡ事業実施者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定相当通所型サービスＡ以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定相当通所型サービスＡ事業実施者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

５　指定相当通所型サービスＡ事業実施者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定相当通所型サービス事業実施者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスＡの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定相当通所型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第９５条第１項から第３項まで、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）第２２条第１項から第３項まで又は基準要綱第４６条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第４３条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第５５条に規定する運営規程の概要、指定相当通所型サービスＡの従事者等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定相当通所型サービスＡ事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定相当通所型サービスＡ事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定相当通所型サービスＡ事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第７５条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定相当通所型サービスＡ事業実施者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定相当通所型サービスＡ事業実施者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提

供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第４４条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、正当な理由なく指定相当通所型サービスＡの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第４５条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、当該指定相当通所型サービスＡ事業所の通常の事業の実施地域（当該指定相当通所型サービスＡ事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定相当通所型サービスＡを提供することが困難であると認めた場合は、介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の指定相当通所型サービスＡ事業実施者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第４６条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（省令第１４０条の６２の４第２号に規定する第１号被保険者にあっては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）及び負担割合を確かめるものとする。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の３第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定相当通所型サービスＡを提供するように努めなければならない。

（心身の状況等の把握）

第４７条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携）

第４８条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第４９条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、介護予防サービス計画が作成されて

いる場合は、当該計画に沿った指定相当通所型サービスＡを提供しなければならない。

（サービス提供の記録）

第５０条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡを提供した際には、当該指定相当通所型サービスＡの提供日及び内容、当該指定相当通所型サービスＡについて支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に必要に応じて記載しなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料の受領）

第５１条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、第１号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当通所型サービスＡを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通所型サービスＡに係る第１号事業支給費基準額から指定相当通所型サービスＡ事業実施者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービスＡを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスＡに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　食事の提供に要する費用

⑶　おむつ代

⑷　前３号に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスＡの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第２号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成１７年厚生労働省告示第４１９号）の例によるものとする。

５　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用者に関する市への通知）

第５２条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定相当通所型サービスＡの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第５３条　従事者等は、現に指定相当通所型サービスＡの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第５４条　指定相当通所型サービスＡ事業所の管理者は、指定相当通所型サービスＡ事業所の従事者等の管理及び指定相当通所型サービスＡの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定相当通所型サービスＡ事業所の管理者は、当該指定相当通所型サービスＡ事業所の従事者等にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第５５条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡ事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従事者等の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定相当通所型サービスＡの利用定員

⑸　指定相当通所型サービスＡの内容及び利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービス利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第５６条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、利用者に対し適切な指定相当通所型サービスＡを提供できるよう、指定相当通所型サービスＡ事業所ごとに従事者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡ事業所ごとに、当該指定相当通所型サービスＡ事業所の従事者等によって指定相当通所型サービスＡを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、従事者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、全ての従事者等（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第３条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、適切な指定相当通所型サービスＡの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第５７条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、利用定員を超えて指定相当通所型サービスＡの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（業務継続計画の策定等）

第５８条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、従事者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第５９条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第６０条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、当該指定相当通所型サービスＡ事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければな

らない。

⑴　当該指定相当通所型サービスＡ事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定相当通所型サービスＡ事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定相当通所型サービスＡ事業所において、従事者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第６１条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡ事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、重要事項を記載した書面を当該指定相当通所型サービスＡ事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第６２条　指定相当通所型サービスＡ事業所の従事者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、当該指定相当通所型サービスＡ事業所の従事者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第６３条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡ事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

第６４条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、介護予防支援事業者等又はその従事者等に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第６５条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、提供した指定相当通所型サービスＡに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（地域との連携等）

第６６条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当通所型サービスＡに関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡ事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当通所型サービスＡを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当通所型サービスＡの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第６７条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスＡの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスＡの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、第４２条第４項の指定相当通所型サービスＡ以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（虐待の防止）

第６８条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定相当通所型サービスＡ事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定相当通所型サービスＡ事業所における虐待の防止のための指針を整備する

こと。

⑶　当該指定相当通所型サービスＡ事業所において、従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第６９条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡ事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相当通所型サービスＡの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第７０条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、従事者等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスＡの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　通所型サービスＡ計画

⑵　第５０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第７２条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　第５２条の規定による市への通知に係る記録

⑸　第６５条第２項の規定による苦情の内容等の記録

⑹　第６７条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定相当通所型サービスＡの基本取扱方針）

第７１条　指定相当通所型サービスＡは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、自らその提供する指定相当通所型サービスＡの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口くう機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用する

ことができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、指定相当通所型サービスＡの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定相当通所型サービスＡの具体的取扱方針）

第７２条　指定相当通所型サービスＡの方針は、第３９条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定相当通所型サービスＡの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　指定相当通所型サービスＡ事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスＡの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスＡ計画を作成するものとする。

⑶　通所型サービスＡ計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　指定相当通所型サービスＡ事業所の管理者は、通所型サービスＡ計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　指定相当通所型サービスＡ事業所の管理者は、通所型サービスＡ計画を作成した際には、当該通所型サービスＡ計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　相当通所型サービスＡの提供に当たっては、通所型サービスＡ計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定相当通所型サービスＡの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　指定相当通所型サービスＡの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

⑼　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑽　指定相当通所型サービスＡの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑾　指定相当通所型サービスＡ事業所の管理者は、通所型サービスＡ計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該通所型サービスＡ計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提

供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービスＡ計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該通所型サービスＡ計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑿　指定相当通所型サービスＡ事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

⒀　指定相当通所型サービスＡ事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスＡ計画の変更を行うものとする。

⒁　第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する通所型サービスＡ計画の変更について準用する。

（指定相当通所型サービスＡの提供に当たっての留意点）

第７３条　指定相当通所型サービスＡの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当通所型サービスＡの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

⑵　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口くう機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

⑶　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第７４条　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従事者等に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

３　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

４　指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、サービスの提供を行っているときにおいて

も、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第４章　雑則

（電磁的記録等）

第７５条　第１号事業実施者及び指定相当第１号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１０条及び４５条に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　第１号事業実施者及び指定相当第１号事業として行うサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（補則）

第７６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年５月３１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この要綱の施行の日から令和７年３月３１日までの間、第３条３項、第３３条及び第６８条の規定の適用については、第３条３項、第３３条及び第６８条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第２１条及び第５５条の規定の適用については、第２１条及び第５５条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　この要綱の施行の日から令和７年３月３１日までの間、第２３条及び第５８条の規定の適用については、第２３条第１項中及び第５８条第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、第２３条第２項中及び第５８条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、第２３条第３項中及び第５８条第３項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　この要綱の施行の日から令和７年３月３１日までの間、第２４条第３項及び第６０条

第２項の規定の適用については、第２４条第３項及び第６０条第２項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　この要綱の施行の日から令和７年３月３１日までの間、第５６条第３項の規定の適用については、第５６条第３項中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

６　この要綱の施行の日から令和７年３月３１日までの間は、第２５条第３項中「指定相当訪問型サービスＡ事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」並びに、第６１条第３項中「指定相当通所型サービスＡ事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。